自動車運転に対し注意が必要と考えられる医薬品のデータベース作成および解析

〇寺内恭平、宮村信輝、柴田里枝子、大野逸子、杉平直子
メディカルデータベース株式会社

【目的】自動車の運転に注意が必要である医薬品は添付文書にその旨が記載されており、薬局・病院ではこれらの情報を元にした薬剤情報提供文書を患者に提供し、基本的な説明が行われている。26 年 5 月 20 日より「危険運転致死傷罪」の適用範囲が見直され、薬物の影響により走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で死傷事故を起こした場合の罰則が追加された。そのため、今後は車の運転に注意が必要な医薬品を服用する患者に対する医師・薬剤師のより一層丁寧な服薬指導が求められると予想される。しかし、どのような医薬品がこれに該当するか整理された情報は少ない。そこで我々は、車の運転に対する注意が添付文書に記載されている医薬品のデータベースを作成し、解析を行った。

【方法】まず、自動車の運転に関する注意が添付文書に記載されている医薬品(以下、該当医薬品)を抽出した。次に、個別医薬品コードをキーとして該当医薬品における添付文書の記載に応じてコードを付番したデータベースを作成した。さらに、薬効分類の内訳の集計および薬価基準に収載されている医薬品の品目数に対する割合を解析した。

【結果・考察】該当医薬品の薬効分類の内訳は中枢神経系用薬と循環器官用薬が半数弱を占める一方、他には消化器官用薬、抗生物質製剤も該当しているものがあった。また、薬価基準に収載されている医薬品の品目数の約 1/4 にあたる医薬品に車の運転に関する注意が記載されていた。これらの該当医薬品について、医薬品データベースを利用すれば医師・薬剤師は迅速に情報を入手でき、患者に対する適切な注意喚起を行うことが可能となると思われる。